平成２７年（フ）第７０号

決　　定

埼玉県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
破産者　○○　○○

主　　文

破産者について免責を許可する。

理　　由

破産者の負債額，負債が生じた経緯その他本件で明らかになったすべての事情を総合しても，破産法２５２条の規定により免責不許可決定をすべきものとは認められないから，破産者を免責することとする。

平成２７年５月１２日
さいたま地方裁判所越谷支部
裁　判　官　○　○　○　○